

別紙3

事業概略書

事業名	精神障がい者の地域生活移行へ向けたサポート体制の構築
事業目的	倉敷市では、精神保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成19年度精神保健福祉協議会（市長から協議会へ諮問し、協議会から答申をいたぐる審議会形式）を設置した。そして、平成21年3月に、①心の健康づくり及び精神障がい者をサポートする人材の育成、②退院前後にわたる相談体制の充実と住宅確保、③倉敷市自殺対策連絡会議（仮称）の設立という答申をいただいた。そこで、精神障がい者の地域移行支援の鍵となる答申①及び②を確実に実施するための方策を、3つの調査研究から探る。
事業概要	①精神障がい者に対して抱く印象及びその解決方法に関する研究 市民対象の精神障がいを相互理解するためのアンケート調査結果から、精神障がい者に対する印象と精神疾患の知識の有無や情報の入手先、交流体験の有無等について調査分析し、ネガティブな印象に対する解決方法を検討。 ②精神障がいに対する理解を地域へ波及させるための人材育成プログラムに関する研究 倉敷市が開発した人材育成プログラム（くらしき心ほっとサポート事業）と従来からある精神保健福祉ボランティアとの違いを、文献や他の自治体の取り組みと比較し、その特徴の解明。 ③民間賃貸住宅を活用して地域で生活するための条件整備に関する研究 市内の民間賃貸住宅活用の可能性を探るため宅建業者へアンケート調査を実施。また、民間住宅で生活している精神障がい者、不動産業者、支援者へインターネット調査を行い、賃貸契約を促進するために必要な条件の解明。
事業実施結果及び効果	精神障がい者の地域移行支援を確実に実現するためには、精神障がいに対する理解者が増えるよう、あらゆる機会を通じて啓発していくことが必要。しかし、知識によっては、マイナスのイメージを与えかねないことを踏まえたうえでの工夫と、できるだけ精神障がい者との交流を取り入れた普及啓発が必要。そして、普及啓発には、行政と協働で取り組み地域づくりの役割が担える、地域の核となる人材が必要。また、精神障がい者の生活拠点の選択肢の一つとして、民間賃貸住宅の活用はある。しかし、その可能性を高めるためには、保証人の確保と家賃滞納を防ぐ支援の工夫やトラブル対応等の支援システムの構築等、様々な条件を整えることが必要。 上記のことから、今後、倉敷市で取り組むべきことが明らかになった。
事業主体	〒710-0834 岡山県倉敷市笠沖170番地 倉敷市保健所 TEL: 086-434-9823 E-MAIL: hltmen@city.kurashiki.okayama.jp

- (注) 1. 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するので、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
2. 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途、実施した事業についての報告書冊子を必ず提出すること。